

平成24年3月9日（金曜日）

（第2日）

大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

日 時

平成24年3月9日（金曜日） 午前10時00分 ～ 午後 3時30分

会 場

大仙市役所 3階 大会議室

出席議員（7人）

1 番 藤 田 君 雄 6 番 杉 沢 千 恵 子 9 番 小 松 栄 治
1 2 番 石 塚 柏 1 4 番 大 野 忠 夫 1 9 番 大 山 利 吉
2 6 番 佐 藤 孝 次

欠席議員（0人）

なし

説明のため出席した者

| | | | | | |
|------------|-----|-----|-------------|-----|-----|
| 健康福祉部長 | 佐々木 | 昭 | 健康福祉部次長 | 山 谷 | 勝 志 |
| 社会福祉課長 | 佐々木 | 清 哉 | 社会福祉課参事 | 逸 見 | 博 幸 |
| 社会福祉課長 | 関 | 寛 道 | 生活支援課長 | 上 野 | 孝 成 |
| 生活支援課参事 | 高 橋 | 修 司 | 生活支援課参事 | 奥 山 | 宏 子 |
| 生活支援課参事 | 伊 藤 | 均 | 児童家庭課長 | 播 摩 | 幸 子 |
| 児童家庭課参事 | 伊 藤 | 美喜男 | 児童家庭課参事 | 高 橋 | 利 省 |
| 健康増進センター所長 | 今 田 | 秀 俊 | 社会福祉課主席主査 | 竹 村 | 智 子 |
| 教 育 長 | 三 浦 | 憲 一 | 教育指導部長 | 青 谷 | 晃 吉 |
| 生涯学習部長 | 武 田 | 茂 | 次長兼教育総務課長 | 佐 藤 | 裕 康 |
| 教育指導課長 | 小笠原 | 晃 | 次長兼花館公民館長 | 竹 内 | 孝 悦 |
| 生涯学習課長 | 滝 沢 | 清 寿 | 次長兼文化財保護課長 | 熊 谷 | 博 英 |
| 文化財保護課参事 | 細 川 | 良 隆 | 次長兼スポーツ振興課長 | 松 岡 | 伸 幸 |

議会事務局職員出席者

主 査 佐藤 和人

| | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 | 議案第 2 2 号 | 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第 3 2 号 | 大仙市新型インフルエンザ発熱外来センター設置条例を廃止する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第 3 7 号 | 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について |
| 第 4 | 議案第 4 0 号 | 平成 2 3 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について |
| 第 5 | 議案第 4 6 号 | 平成 2 4 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて |
| 第 6 | 議案第 4 8 号 | 平成 2 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 4 号） |
| 第 7 | 議案第 5 9 号 | 平成 2 3 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 8 | 議案第 6 0 号 | 平成 2 3 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 9 | 議案第 6 3 号 | 平成 2 4 年度大仙市一般会計予算 |
| 第 1 0 | 議案第 7 4 号 | 平成 2 4 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算 |
| 第 1 1 | 陳情第 3 8 号 | 「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求めることについて |
| 第 1 2 | 陳情第 4 0 号 | 「社会保障と税の一体改革」の中止を求めることについて |
| 第 1 3 | 陳情第 4 7 号 | 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求めることについて |
| 第 1 4 | 議案第 4 8 号 | 平成 2 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 4 号）【討論・採決】 |
| 第 1 5 | 議案第 6 3 号 | 平成 2 4 年度大仙市一般会計予算【討論・採決】 |
| 第 1 6 | | 所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件 |

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○委員長（大山利吉） おはようございます。定刻前でございますが全員おそろいでございますので始めたいと思います。なお、藤田委員は公務のために途中中座いたしますので、ご了承のほどお願いいたします。

それでは昨日に引き続きまして、教育福祉常任委員会第 2 日目の審査を行います。

はじめに、健康福祉部所管の議案について審査いたします。佐々木健康福祉部長からご挨拶をお願いします。はい、佐々木部長。

○健康福祉部長（佐々木昭） おはようございます。

早いもので今週も金曜日となりました。月曜日から水曜日までは一般質問、また予算質疑等で、昨日は教育委員会関係の審査で大変委員の皆様にはお疲れのところご苦勞様でございます。本委員会で審査いただきます健康福祉部の関係につきましては条例案2件、単行案3件、平成23年度一般会計補正予算案1件、同じく平成23年度特別会計補正予算案2件、また平成24年度一般会計予算案1件、平成24年度特別会計予算案1件の計10件でございます。このあと担当課長の方から簡潔に説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。

それでは審査に入ります。議案第22号「大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。播摩児童家庭課長、お願いいたします。

○児童家庭課長（播摩幸子） 資料ナンバー1でございます。21ページ、22ページになります。議案第22号、大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。公共施設見直し計画に基づき順次、県単児童館の地元自治体への無償譲渡を進めておりますが、地元との話し合いが決まり譲渡することとなったために児童館を廃止するものであります。大曲地域の「ふじのみ」「こがね」「おぬき」「鳥居」「樋渡」の5児童館につきましては、平成24年4月1日、神岡地域の荒屋児童館は、地元自治会が4月の総会終了後に認可支援団体を受けてからの譲渡となるため、24年7月1日の施行であります。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

○委員長（大山利吉） つづきまして、議案第32号「大仙市新型インフルエンザ発熱外来センター設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。今田健康増進センター所長。

○健康増進センター所長（今田秀俊） 議案第32号についてご説明申し上げます。議案書資料1の49ページ、50ページをお願いいたします。

議案第32号は、大仙市新型インフルエンザ発熱外来センター設置条例を廃止する条例でございます。新型インフルエンザ発熱外来センターは平成21年に拡大した新型インフルエンザ、この当時流行りました型がA型のH1、N1でございますが、それに対応するため仙北組合総合病院内に新設した施設であります。新型インフルエンザの感染拡大が終息したことと、またワクチンの開発によりまして季節性インフルエンザとしての予防体制が確立されたことから新型インフルエンザ発熱外来センターを廃止するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

○委員長（大山利吉） つづきまして、議案第37号「大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。上野生活支援課長。

○生活支援課長（上野孝成） それでは私の方から、議案第37号、同じ資料でございます。64ページです。よろしくお願いいたします。

議案第37号、大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更についてをご説明させていただきます。本案は大曲仙北広域市町村圏組合の規約、昭和46年指令地第1167号、組合の共同処理にする事務第3条第3号中、「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、共同生活援助事業所」に改正するものでございます。これは平成18年に障害者自立支援法が施行され、現行の知的障害者援護施設につきましては平成23年度末までに新しい障害福祉サービス体系の新たな施設となりますけれども、知的障害者支援施設に移行しなければならないとされていることから、本組合が運営いたします知的障害者援護施設角間川更生園を障害者自立支援法に対する新たな施設障害者支援施設に移行するものであります。さらに現在行っております県指定の相談支援事業に加えまして、自立支援法の改正によりまして新たに市町村指定の相談事業所等を行うこととなりまして、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、共同生活援助事業所の設置について、当組合の規約に定める必要が生じたために改正をお願いするものでございます。なお、当組合の規則改正にあたっては地方自治法第286号におきまして関係地方団体との協議により定めることとされているほか、その協議につきまして同上第290条におきまして関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされていることから、今回定例会に議案として提案したものでございます。また、当規約につきましては当議会から承認をいただいたあとで秋田県知事の承認を受けまして平成24年4月1日から施行の予定でございます。以上、議案第37号についてご説明申し上げましたけれども、よろしくご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（大山利吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はどうぞよろしくお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は「同意すべきもの」と決しました。

○委員長(大山利吉) つぎに、議案第40号「平成23年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長(佐々木清哉) それでは議案第40号、平成23年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更についてをご説明いたします。

同じ議案書の80ページをお開きいただきたいと思います。

本議案につきましては、平成23年度大仙市老人デイサービス事業特別会計に平成23年度大仙市一般会計から繰り入れる額を3,026万3千円以内から3,572万4千円以内に改めることにつきまして地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。これは市直営の施設として協和の生活支援ハウスで実施しております老人デイサービス事業に対しまして安定した事業の実施を確保するために一般会計から繰入れしているものでございますが、今回の繰入金の変更につきましては、一つ目は前年度のデイサービスの利用者数の実績に基づきまして、今年度におきまして通所介護事業所の施設基準というものが従来の小規模型の事業所から通常型の事業所へと変更したことによりまして、当初予定しておりました介護報酬単価より低い単価が適用になったというふうなことによりまして介護給付費収入が減収となった部分で423万円、またこのことに伴いまして利用者負担金の方が減収となったこと、あるいはデイサービス利用者の減少に伴う収入減として123万1千円、合わせて546万1千円が減収となったことから繰出金として補正することに伴いまして繰入金を変更するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(大山利吉) はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

○委員長(大山利吉) つぎに、議案第46号「平成24年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長(佐々木清哉) 議案第46号、平成24年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについてをご説明いたします。

同じ議案書の86ページをお開き願います。

本議案につきましては、平成24年度大仙市老人デイサービス事業特別会計に平成24年度大仙市一般会計から1,379万8千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。これは先ほど申し上げましたように協和生活支援ハウスで実施しております老人デイサービス事業に対し、安定した事業の実施を確保するため特別会計に一般会計から1,379万8千円を繰入れするものであります。なお、詳しい説明については24年度の事業説明書でご説明いたしますけれども、先ほどの補正予算でご説明しましたように介護報酬の大幅な減収を回避するために高齢者デイサービス事業の適正な運営にあたっていくことといたしまして、繰入れをお願いするものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○委員長(大山利吉) はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、小松委員。

○9番（小松栄治） これに賛成すれば一般会計予算で質問されねおんな、教育委員会でもこの時説明してるんだな。できたら説明してほしいということです、検討して下さい。

○委員長（大山利吉） 佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 24年度の分につきましては、予算書の特別会計の方で詳しく説明しなければならない部分になっておりまして、その分の予算説明が後ほど控えておりますから。

○9番（小松栄治） 我々はその説明だけでは納得いかないんだ。もうちょっと中身をしゃべってもらわねば、できねんた感じがします。もう少し付け加えて説明していただければなというお願いです。

○委員長（大山利吉） 佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 平成24年度の大仙市老人デイサービス事業特別会計の概要につきまして説明を申し上げます。予算書の379ページになります。

平成24年度の大仙市老人デイサービス事業特別会計の予算については、歳入歳出総額をそれぞれ4,962万5千円と定めているところでございます。

この事業につきましては、先ほど来ご説明しておりますけれども、協和の生活支援ハウスにおいて実施しているデイサービス事業でございまして、支援や介護が必要になった高齢者を対象に通所の介護サービスを提供することによりまして居宅での生活の継続を支援するものでございます。協和のデイサービス事業に関しましては利用定員が25名というふうになっておりまして、この事業につきましては大仙市社会福祉協議会に事業を委託して実施しているところでございます。

つぎに、収支の概要についてご説明いたします。

387ページをお開きいただきたいと思います。

上の方に歳入の項目がございます。歳入では一つ目、1款サービス収入でございまして、3,582万3千円、全歳入におきまして72%を占めております。これの内訳につきましては介護給付費収入ということで、通所介護した場合の介護費収入が2,728万9千円。それから2項予防給付費収入につきましては、要支援の利用者に関する通所介護収入として334万8千円。それから自己負担金収入ということで、デイサービスを利用した利用者の1割の利用料の負担及び食費の負担ということで518万6千円となっております。

4 款の方には繰入金ということで一般会計から繰入れする金額が1, 379万8千円となっておりまして、全収入の中の27.8%を占めております。

つづいて歳出の方の説明をいたします。

つぎの388ページになりますけれども、1款総務費でございます。

1款総務費の施設管理費につきましては、臨時職員の賃金あるいは光熱水費、清掃施設管理委託料等の一般管理費を含み増して1, 184万1千円。

つぎのページにまいりまして、サービス事業費ということで社会福祉協議会への事業の委託費として2, 322万6千円をはじめ、介護用品、光熱水費、利用者の賄いの材料費等が主なもので合わせて2, 568万3千円となっております。

また、つぎのページにまいりまして公債費になりますが、これが1, 723万4千円の減となっております1, 170万1千円となっております。

この特別会計のただいまご説明いたしました事業の歳入歳出の関係につきましては、いわゆる歳出の金額総額に対して、介護収入でありますとかあるいは本人の負担でありますとか、そういったものを差し引いた残り、いわゆる歳入が不足する部分について一般会計から繰入れしてこの事業にあてて運営しようと繰入しているものでございます。

以上で特別事業の概要についてご説明を終わります。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○9番（小松栄治） ちょっとお伺いしますけれども、そうすれば足りなくて繰入れするというので、その理由については、介護法で高くなったとか、もうちょっとそのあたり教えて下さい。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 先ほどの話とちょっとこう混乱するかもしれませんがけれども、23年度の部分では前年度の実績に基づいて介護収入が減ったということを示し上げました。24年度については、従来の小規模型の通所事業所ということで、従来通りの歳入を充てて見込んでいるところでございます。

小規模型の通所介護事業所、それから通常規模型の通所介護事業所ということばがでてまいりました。介護報酬の単価の設定にあたりましては、その事業所を要するにデイサービスの事業所で月平均の利用者が何人いるかということによりまして、300人以下の場合は小規模型の通所介護費をいただくとなっております。また、月平均300人より多い場合は通常規模型の通所介護費という報酬を適用して報酬をもらうことにして

おります。さらに600人を超える場合については大規模型の通所介護費というものが適用になっておりまして、その月平均の利用者の人数によりまして3つに区分されているという状況がございます。協和の生活支援ハウスについては従来から300人以下でありましたので小規模型の介護事業所という適用を受けまして、それに見合う介護報酬を受けておりましたけれども、平成22年度において300人を上回ってしまったというふうなことがございまして、この結果通常型の通所介護事業所というふうな扱いをうけることになりました。我々からいたしますと人数が増えたことによって、逆に単価が減ってしまったというふうなことでございまして、このことがちょっと予期しない部分でございました。その際にはすでに当初予算は編成しておったところではございまして、これを今回の23年度の介護報酬が減収になった部分の今回の繰入額を変更しようとする部分でもあるわけでございます。その部分がいろいろ今回の説明の中で出てきておるところでございます。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

○委員長（大山利吉） つぎに、議案第48号「平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」を議題といたします。

はじめに、社会福祉課所管の予算について、当局の説明をお願いいたします。

佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 議案第48号「平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」におきます社会福祉課所管分についてご説明いたします。

補正予算書の資料3、大仙市補正予算書の24ページをお開き願います。

はじめに3款1項1目、社会福祉総務費の25事業、地域福祉推進事業費の115万7千円の補正でございますが、昨年度国庫補助金の償還返還金であります。これは平成21年度から3カ年の期限付きで厚労省の方から指定を受けまして、毎年1千万円ずつ国庫補助金を活用しまして安心生活サポート事業というモデル事業に取り組んできたところですが、22年度の事業の中で事業を推進するための組織づくり等について見直しを行ったことによりまして予算の執行残となった115万7千円を返還金として国に戻すために今回補正をお願いするものでございます。

つぎに91事業、地域福祉振興基金積立金の3千円の補正でございますが、これは現在856万ほどになっております基金の預金利子として2,322円が計上されておりますことから3千円を積み立てするために補正をお願いするものでございます。

つぎに3款1項6目、老人福祉費の13事業、敬老の日事業費でございます。敬老の日事業費は266万円の減額補正であります。長寿祝い金として実施しております88歳、それから100歳の祝い金の実績見込みによりまして168万円。また、各地域で行っております敬老会の開催経費として実行委員会の方に委託料として差し上げておりますが、その実績見込みで98万円。合わせまして266万円を減額補正するものでございます。いずれも対象者の減による減額補正でございます。

つづきまして21事業、介護予防事業費は1,102万6千円の減額補正でございます。介護保険の受託事業であります二次予防事業および一次予防事業の実績に伴う委託料の減額補正でありまして、内訳といたしましては二次予防事業で1,009万4千円、一次予防事業で93万2千円、合わせて1,102万6千円となっております。減額の主な要因といたしましては二次予防対象者の把握事業におきまして生活機能チェックや生活機能検査の受診者が当初見込み数を下回ったほか、事業者へ委託しておりますマメマメ教室の契約額が入札によりまして、予算を下回り請負差額が生じたことなどが挙げられております。なお、歳入において民生費受託事業収入を同額減額しているところでございます。

つぎに、22事業の包括的支援事業・任意事業費につきましては、572万8千円の減額補正でございます。21事業同様、介護保険の受託事業といたしまし

て社会福祉協議会に委託して行っている任意事業に関しまして事業の実績見込みに伴う減額補正でございます。

つぎに、51事業の介護保険費広域負担金については393万5千円の減額補正でございます。これにつきましては介護保険事業に関しまして保険者である大曲仙北広域市町村圏組合の減額補正予算に連動し大仙市の負担金を減額補正するものでございます。

つぎに、90事業の高齢者住宅整備資金貸付金については、150万円の減額補正でございます。これは高齢者の居住環境の改善を目的に住宅資金を貸付しておりますけれども、今年度内において借入れ見込みがないことから減額補正をするものでございます。

つづきまして、7目老人福祉費の17事業、居宅介護支援事業の45万3千円の補正につきましては介護予防プランの作成委託件数が当初見込みの件数を167件ほど上回ることから介護プランの作成を委託している民間の介護支援事業所に対しまして委託費として45万3千円の補正をお願いするものでございます。なお、歳入につきましては介護予防計画作成費収入を同額充当しております。

つぎに、60事業の法人立介護保険施設等補助金の1,335万8千円の補正につきましては、資料3-1の3月補正の主な事業の説明書の12ページをお開き願います。この補助金は社会福祉法人「大仙ふくし会」に対する補助金でありまして、今回の補正にあたりましては施設運営費に係る補助金ということで、人件費の実績見込みにより865万2千円の補正をお願いする他、施設介護環境向上対策費に係る補助金といたしまして今年度県の補助事業を活用いたしまして行った愛幸園と福寿園の2つの施設にスプリンクラーの設置工事を行ったわけでございますけれども、防火扉の防火工事については県補助の対象外というふうなことになったために県補助金の減額分を市の補助金の追加分として増額することとなったことによりまして470万6千円の補正をお願いするものでございます。

つぎに、64事業の既存介護施設等スプリンクラー整備費補助金につきましては423万9千円の減額補正となっております。これにつきましては6月補正予算で計上しておりましたグループホームさんぼみち中仙のスプリンクラー工事に関しまして、当初1階のショートステイは県事業で、2階でおこなっているグループホームは市でそれぞれ実施することとしておりましたけれども、県の方から

分割発注するにあたってはデメリットが多く、県事業として一本化した方が効率的な事業運営が行われるというふうな判断が示されたことによりまして、グループホームの2階部分に工事を予定しておりました、計上しておりました423万9千円をそのまま減額補正するという事になったものでございます。

つぎに、67事業の介護施設自家発電機整備事業費の補助金につきましては293万7千円の減額補正でございます。これは東日本大震災を契機に介護施設において停電時の電源確保が課題とされまして、昨年の7月の臨時議会で計上しておりました自家発電機の購入補助金について実績見込みにより減額補正をするものでございます。

つぎに、92事業の老人デイサービス事業特別会計繰出金の546万1千円の補正につきましては、主な事業説明書の13ページをお開き願いたいと思います。これについては先ほどの繰入額の変更、24年度のデイサービスの際にもご説明しましたように社会福祉協議会に委託して行っている協和生活支援ハウスで行っているデイサービス事業に関しまして、月延べ利用人数の利用者が300人を上回ったことによりまして小規模型から通常規模型の事業所と変更になったことによりまして逆に介護報酬収入が減収となったというふうなこと、またそれに伴う利用者負担金が減収となったというふうなことで546万1千円の補正をお願いするものでございます。

以上で社会福祉課関係の補正のご説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。

説明が終わったわけですが、この後も課ごとの補正の説明がありますけれども、昨日のように課ごとに質疑を行っていきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） それでは異議なしと認め、ただいまご説明いただいたことに対しまして質疑をお願いいたします。はい、小松委員。

○9番（小松栄治） 90事業と、老人福祉の方と社会福祉の方、高齢者と類似しておるとは思いますけれども、身体障害者の住宅整備資金が使われていないと、これの原因は利子が高いとか、または高齢者が直接借りると言えば、年金暮らしな

もんだからなかなかやれないということもあると思いますけれども、まず具体的にこの理由、お聞かせください。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 高齢者の住宅整備貸付金に関しましては平成16年度に協和地域において貸し付けたのを最後に大仙市になってからも貸付の実績がないという状況が続いております。毎年市の広報誌等で周知をしてみましたが、なかなか借り入れる状況が発生しておりません。これの主な理由といたしまして、ひとつはこれだけ金利が低金利になっております関係で民間の金融機関の低金利貸付け商品が充実しているというふうなことがございます。また、住宅整備貸付け資金に関しましては手続きが非常に煩雑で貸し付け時期が非常に遅れてしまうというふうなことで、なかなかすぐにタイムリーに資金を貸し付けるということにはなかなかならず弾力的な運用にはなっていないというのが現在の貸付資金の状況でございます。また、民間の住宅貸付の部分で社会福祉協議会の方で生活福祉資金というかたちで貸付しております中に、住宅の貸付資金もございまして、これについては250万ということで市の貸付金よりも100万も多いということもございます。また、連帯保証人に関しましても市の方では2人必要だということに対しましては、連帯保証人はいなくてもいいと、もしくは1人というふうなこともございます。それに伴いまして利子の利率の方も1人の連帯保証人が要る場合は無利子であるということ、そういった理由もあります。そういったことで、あるいは据え置き期間、それから償還、償還方法、とくに償還方法では現在の資金が年度払いになっておりますけれども、この社協の生活福祉資金は月賦払いということで非常に返済するにあたりまして、返済の目処がはっきりしているということもございます。更に手続きが非常に2週間ほどで借りやすいということで、利便性に長けているというようなことがございまして、なかなか市の公的な資金と比べましても使いやすい状況が他の方であると、実際に市の窓口に来られた高齢者に対しましても、あるいは業者の方々が見えられましても、そういった条件を説明いたしまして社会福祉協議会の生活福祉資金の方を紹介しているような状況もございます。こういったことから平成24年度においては当初予算には実際盛り込んでおらず、もし出た場合は補正で対応したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○9番（小松栄治） 私、これあんた言ったとおりだと思います。

私も去年までで返還終わったんし。2年据え置きの1.9%。あの時は100万までだった。今は150万。類似したものがあの中で、制度、利率だとか据え置きだとか、または保証人2人付けねばできね、他の方はいろいろ無利子だったり、そのあたり精査すればもっと借りやすくなるはずだと思います。このかたちです。あんまり高齢者住宅資金だとしていうもんだがら、簡単に借りれるとかっていうんだけど、返還能力とかいろいろあるもんだから、このあたりのことを、これやめてもいいんだっしで、やめてもいいども、簡単に借りれて利子も少なくすれば、また別になってきます。当初作ったときは大したいがった。今では他の方、そういったものが大変良いということで、そっち側にいっているようなので、150万だども、返済するには大変苦労している。だからもっと安価な借りるものも必要だと思います。例えば70だとか、50万のもの。簡単に。以上です。よろしく。わかりました。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。はい、佐藤委員。

○26番（佐藤孝次） デイサービスの繰出金のことでちょっと意味教えてもらいたい部分で、介護報酬単価っていうのは、小規模から通常、大規模に変わっていくと単価が下がるということになるんだんしな。それって人数多くなるとサービスが雑になるから安くなるということの判断になるもんだが。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 国の介護予防サービスの報酬単価の設定の趣旨の部分だと思いますけれども、一杯努力してお客さんをどんどん取り入れて利用を高めたところ介護報酬が安くなってしまふというふうな我々考えますと矛盾しているわけですが、今その狭間の中で動いているわけですが、やはりそういった企業努力によって、300人あるいは600人という、介護報酬の区分の変わる部分で行き来しますと非常に効率が悪い事業となってしまう、やはり298人で止まるか、305人にするかで違ってしまいますのでやっぱり単価の設定については大きくその減収を埋め合わせるくらい利用者を確保して、それに見合う経営をしないとなかなかその介護報酬の減収分は補いきれないというふうになっている状況でございます。ただその、なぜその介護報酬が規模が大きくな

ればなるほど一人当たりの単価の設定が下がるかということですが、人数を多く集めることで効率的な運用が図られ、その中でやれるというふうなことから、施設の経費も合理的な節減によって運営できるというふうなことを見越したうえで設定しているのではないかというふうに考えております。

○委員長（大山利吉） はい、佐藤委員。

○26番（佐藤孝次） 人を扱うのに効率的だとか、効率的でないとかによって、単価の額決めるのはへんな話だな。まずそれはいいです。

それから、さっきの小松さんの話と関連するども、老人福祉費が軒並み減額補正になっているという、この部分についてはこれだけ高齢社会だというのはなしの状況で、高齢者が元気だからこの部分で使わなくなったという判断なのか、なんと受け止めているのか。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 事業精査をしたことによる減という扱いになっておりますけれども、ひとつひとつ理由は違いますけれども、やはり当初予算の設定の数値が、積算の際と実際の事業実施した数値とのズレというのが誰としても出てきている状況がございます。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。はい、杉沢委員。

○6番（杉沢千恵子） こういう福祉施設というのを市で、相当数の金額が出されるということを考えたときに分離して外に発注するというのかな、市のものから離す、法人として独立させて、財政としてもあんまり援助の少ないかたちにもっていけないものかなと思いますけれども、将来的にどこまでもトータルすると億近いお金がこういうところにいくわけですが、これはどこまでも続くものでしょうか。それとも将来的にはなんか考えてるものでしょうか。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） これは非常にこれからの市の財政を考えますと、やはり現在の特に介護関係の事業運営について公的な部分で行われているもの、公的な責任のもとに民間の方に委託して行っているサービス事業が介護補防事業等あります。これについては、やはり現在介護保険法のサービスがこれだけ介護保険が制定されてから非常に民間事業者のサービスも増えてまいりましたし、そういったことから考えると公としての役割というのはある程度考えていかなければならないというふうに考えております。サービスのそういった実際の公的なサ

ービスの状況もそうですし、また、施設そのものの存続についても検討していかなければならない時代に入ってきているのではないかというふうに感じているところでもあります。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。なければ、つぎに生活支援課の方にまいりたいと思います。上野生活支援課長。

○生活支援課長（上野孝成） それでは私の方から生活支援課所管分について、ご説明させていただきます。資料的には補正予算、資料ナンバー3でございます。

24ページをお開き願いたいと思います。

3款1項2目、身体障がい者福祉費、84事業特別障がい者手当等給付費は492万1千円の減額補正でございます。これにつきましては、特別障がい者手当・障がい児手当等におきまして、当初見込んでおりました対象者が死亡や入院、入所等で資格喪失となり、その分支給減となったための減額補正でございます。なお、この事業には特定財源の国庫支出金が369万2千円減額となります。人数的に当初延べ人数で4,056人を見込んでおりましたけれども今年度末の見込み数が3,848人、208人ほど減となる予定で減額補正をお願いするものでございます。

つぎに90事業。障がい者住宅整備資金貸付金は、先ほど社会福祉課の方でもご説明ございましたけれども、こちらの方もの年度中の借入れ申込者がいなかったために150万円の全額を減額補正するものでございます。

つぎに3款1項3目、知的障害者福祉費、51事業大曲仙北広域市町村圏組合知的障害者施設負担金につきましては、205万3千円の減額補正でございます。これにつきましては社会福祉法人水交会障がい者支援施設「後三年更生の里」におきまして、当初派遣職員2名を予定しておりましたけれども、その必要が臨時職員を採用したことによりまして必要となくなったことから、入来どおりの人件費が戻し入れとなりまして減額補正するものでございます。

つぎに3款1項5目、障がい者自立支援費、12事業障がい福祉サービス給付費につきましては627万3千円を増額いたしまして、補正後の額を10億8,790万3千円とするものでございます。これにつきましては22年度基本介護福祉サービス給付費、障がい福祉サービス給付費、地域生活支援事業費の実績額

が当初予算より減額となったことから国庫支出金の返還額が生じたために補正をお願いするものでございます。

つぎに、13事業自立支援医療給付費につきましては、748万6千円を増額いたしまして、補正後の額を7,759万4千円とするものでございます。こちらにつきましては当初見込んだ受給者より生活保護者の部分で人工透析にかかる医療費が増加したために補正をお願いするものでございまして、当初は9人を見込んでおりましたけれども、4人が増えまして13人分ということで当初予算額が不足となりまして、その補正をお願いするものでございます。なお、この事業には特定財源といたしまして国庫支出金374万2千円、それから県の支出金187万1千円の計561万3千円が充当されることとなります。

つぎに、18事業障がい者自立支援臨時対策事業費につきましては、節区分での予算の組み替えをお願いするものでございます。こちらにつきましては、24年度法改正に伴いまして障がい児サービス給付費の追加や利用者の負担軽減措置に対するシステム改修が必要になることから実績見込額が当初予算より減額となります扶助費から577万5千円を委託料へ組み替えをお願いするものでございます。なお、この組み替え部分につきましては全額県の支出金が充当されることになっております。

つぎに、25ページ、下の方になります。3款3項1目、生活保護総務費、10事業生活保護事務費につきましては、62万3千円を増額いたしまして、補正後の額を1,332万2千円とするものでございます。こちらにつきましては22年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の実績額が当初予算額より減額となることから国庫支出金に精算返還金が生じたための補正でございます。国に戻すための補正でございます。減額が生じた部分につきましては、旅費と4月から面接相談員を採用予定しておりますけれども、4月当初からのものが4月中旬からの採用となったために不用額が生じたものでございます。

以上で生活支援課の説明を終わりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。生活支援課の説明が終わりました。どうぞ質疑のある方はお願ひいたします。はい、小松委員。

○9番（小松栄治） 特別障がい者、事業84、これの手当給付費と、それから障がい者福祉サービス給付費、自立支援臨時対策事業費、障がい者の自立支援、これの住み分けちょっとよく分からないけど、給付金2つあったりしているけど、いずれにしろかなりの金が必要だようどと思ってるんだけど、ちょっと中身を教えてたんせで。

○委員長（大山利吉） はい、上野課長。

○生活支援課長（上野孝成） 説明させていただきます。

特別障がい者手当と給付費につきましては、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当の3つでございます。特別障がい者手当につきましては、日常生活において常時特別な介護を要する20歳以上の在宅の重度障がい者に対しまして月額2万6,340円を支給するものであります。当初では269人を見込んでおりました。障がい児福祉手当の方につきましては、日常生活におきまして同じく常時特別な介護を要する20歳未満の在宅の重度障がい児に対する手当でございます。こちらは月額1万4,330円でございます。こちらは当初見込み66人を予定しておりました。経過的福祉手当、こちらにつきましては改正前の福祉手当を受けていた方へ特別障がい者手当、障がいを事由とする法的年金を受給していない方に支給するもので、こちらは月額1万4,330円を支給するもので、こちらは対象者3人を当初見込んだものでございます。

つぎに、自立支援医療給付費について説明させていただきます。

こちらは自立機能障害、それから肢体・言語・視覚の障害をもった方、それから心臓機能障害のある方々の更生医療を想定したものでございます。満18歳以上の身体障がい者手帳を持っている方に日常生活または社会生活を営むために必要な医療を給付する制度でございます。当初は人工透析のじん臓機能障害の方々に404人、同じくじん臓機能障害、これは生保ですけれども対象者9人、それから心臓機能障害1人、それから肢体・言語・視覚関係6人の予算を見込んだものでございます。生活保護対象者につきましては医療費10割負担になりますので、そのために増額となるための補正でございます。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○9番（小松栄治） よくわかりましたけれども、その身体の障がい者の等級に関係なく支給されるものですか。例えば2以上とか、等級関係なく該当なるわけだが。

○生活支援課長（上野孝成） 該当になれば。人工透析を受けていれば。等級に関係なく該当になります。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。ないようでございますが、つぎに児童家庭課の方に入りたいと思いますが、暫時休憩とします。再開は午前11時15分でお願ひします。

午前 11時 5分 休 憩

.....

午前 11時15分 再 開

○委員長（大山利吉） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

つぎに児童家庭課所管の予算について、播摩児童家庭課長お願いいたします。

○児童家庭課長（播摩幸子） つづきまして、児童家庭課で所管する補正についてご説明します。補正予算書25ページでございます。

3款2項1目、15事業子ども手当事務費等の534万4千円の補正についてご説明します。子ども手当支給のための事務費であります。子ども手当は3月までに議決されますと制度が改正され24年4月から名称が子どものための手当と変わり、6月からは所得制限を導入されることとなっており、そのためにシステム改修が必要となります。6月支給に向けて対応期間が短く今年度から改修に着手する必要があるための補正であります。システム改修委託料の補正額は534万4千円ですが、24年度対応の改修費は892万5千円となります。23年度対応分の改修費の予算残がありますので、差額分の補正となります。財源は全額国・県の子ども手当システム改修補助金であります。なお、この予算につきましては全額24年度へ繰り越して執行することとなります。

つづきまして、主な事業説明書の方の14ページになります。

3款2項1目、88事業子ども手当につきましては、2億1,235万9千円の減額補正であります。まず、説明書の上の表の部分をご覧ください。平成22年度の子ども手当交付金の確定に係る返還金であります。精算することになりますが全体として合計の部分をご覧ください。172万4,334円が不足しているわけですが、財源別によりますと事業主拠出金財源分の方が690万2千円の返還金が発生し、国庫財源分は8

62万6,334円の不足となりますが相殺できませんので、返還分を増額補正し国庫財源分は歳入の補正をすることとなります。

つぎに、下の表の部分をご覧ください。平成23年度分についてであります。

23年の当初予算においては3歳未満の支給額が増額となることで予算措置をしておりましたが、増額とならず10月からは3歳以上中学生まで減額となりましたので、実績見込額により2億1,926万1千円を減額するものです。最初の①の返還金と②の減額分によりまして全体で2億1,235万9千円の減額補正となるものです。

つづきまして、92事業でございます。ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金につきましては、150万円の減額補正であります。この事業につきましては、貸し付けの申し込みがありますと秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金により借入れをして貸し付けをすることになるため毎年予算措置をしている事業ですが、23年度に借入れ希望者がいなかったことからの減額補正であります。

つづきまして、3款2項3目、10事業認可保育所管理運営費3,429万円ですが、主な事業説明書24ページをご覧ください。

こちらの方は説明事項が秋田県町村土地開発公社解散に伴う借入金の繰り上げ償還についてとう表題となっております。この表の中1番から4番までの中仙西保育園および仙北南保育園建設時の用地取得、用地造成にかかる秋田県町村土地開発公社への償還金について繰り上げ償還することとなったための補正であります。秋田県町村土地開発公社は昭和48年の設立以来、公共用地の取得、造成等を行い、中仙西・仙北南両保育園建設にも利用し、年々償還をしておりました。財政健全化法の施行により公社を解散することとなるため、未償還元金について繰り上げ償還を行うものであります。なお、市全体での繰り上げ償還により611万265円の利子が軽減されることとなります。

以上、児童家庭課所管の補正についてご説明いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、つぎに健康増進センターの方にまいりたいと思います。今田所長説明をお願いいたします。

○健康増進センター所長（今田秀俊） 健康増進センター関係の3月補正の内容についてご説明を申し上げます。資料ナンバー3、補正予算書26ページと資料ナンバー3の1、主な事業説明書の15ページから17ページをお願いいたします。

補正予算書26ページ、4款1項4目、12事業予防接種経費につきましては、6,300万2千円の減額でございます。財源としては一般財源となっております。詳細につきましては、事業説明書15ページをご覧ください。この事業につきましては、予防接種法に基づき定期の予防接種を行い疾病の発生および蔓延を防止することを目的に実施しております。事業の内容でございますが、ワクチン代と接種委託料に分かれておりますが、委託料でご説明申し上げます。BCGこれは結核ですが、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）これは7歳まで行う予防接種でございます。二種混合（ジフテリア、破傷風）ですが、これは11歳まで行う予防接種でございます。日本脳炎、MR、麻疹でございます。高齢者インフルエンザとあります。日本脳炎を除いては高い実施率で行われておりますが、日本脳炎に関しましては平成23年5月20日から予防接種法の予防接種の一部が変更になりまして平成17年から平成21年までの間に定期予防接種の機会を逃しました方も追加されまして、20歳まで拡大されております。このことから国で定める一部の積極的勧奨をはじめ、広報で4回のお知らせをしておりましたが、予防接種年齢が高いことをはじめ、日本脳炎に感染する人が少ないことなどから関心が低く低受診率となったものと思われまます。ワクチン代で2,800万161円。委託料で3,500万2,400円。合計で6,300万2,561円の減額補正でございます。この事業につきましては、平成24年度も事業を継続いたしまして実施勧奨に努めて受診率の向上を図りたいと思っております。

補正予算書4款1項4目、16事業子宮頸がん等ワクチン接種経費5,266万8千円の減額でございます。財源といたしまして国・県補助金2,484万5千円、一般財源2,782万3千円それぞれ減額となります。詳細につきましては、事業説明書の16ページをお願いいたします。この事業につきましては、感染の恐れがある疾病と蔓延を未然に防止し、公衆衛生の向上及び健康増進を図るため任意の予防接種の経費を補助いたしまして市民の健康と安心・安全な生活を創出することを目的に実施しております。事業の内容といたしまして、中学校1年女子から高校3年相当年齢の女子まで子宮頸がん予防ワクチン接種、それから

生後2カ月児から5歳児未満まで行うヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンですが、子宮頸がんワクチンの接種につきましては学校の教諭、養護教諭の説明会、各学校においての保護者説明会、市民を対象とした講演会、保護者への受診勧奨等を行いました。約1割近くが未受診であることから1,055万2,500円の減額補正でございます。また、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種開始時に全国で同時接種による7件の死亡例が報告され、その原因につきましては、後日厚生労働省より直接の因果関係はないとの通知が出されておりますが、接種が遅れたこと、またそのような原因の風潮によりまして低受診率の要因のひとつになったかと思っております。合わせて5,266万8千円の減額でございます。この任意の予防接種につきましては24年度も継続実施いたしまして受診勧奨に努めてまいりたいと思っております。

補正予算書の26ページの4款1項6目、10事業の保健事業費でございますが、2,100万円の減額でございます。財源として国・県117万3千円、一般財源1,982万7千円の減額でございます。詳細につきましては事業説明書の17ページをご覧くださいと思います。この事業につきましては、健康増進法に基づきまして市民一人ひとりが各種検診の必要性を認識し、受診結果から早期発見・早期治療へ繋げ市民の健康増進を図ることを目的としております。事業内容といたしまして、胃がん検診・大腸がん検診・婦人科検診・乳がん検診・その他となっております。その他は前立腺がん検診でございます。合わせましてクーポン券事業で行っております婦人科・乳がん・胃がん・大腸がんのそれぞれの受診者数の減に伴う減額補正でございます。予算の確保につきましては、申込者数、それから前年度実績を勘案して計上しておりますが受診者数の減の主な内容といたしまして若年者の検診離れあるいは高齢化に伴う検診離れ、また申し込みをしても受けなかった人などが主な理由でございます。また、クーポン券の交付によりましてクーポン対象の受診者数は増加傾向にあります。来年度は若い女性が受診しやすいように会場での育児サポーターの配置、全市での大腸がん研究事業の実施などを行って、受診率向上に努めてまいりたいと思っております。今後の検診の進め方につきましては一般質問で市長もお答えしているとおり、スプリングレビュー等で今後検討してまいりたいと思っております。

補正予算の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。質疑のある方はどうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論および採決につきましては健康福祉部関係の議案審査終了後に一括して行います。

○委員長（大山利吉） それでは、つづきまして議案第59号「平成23年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 議案第59号「平成23年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の167ページをお開き願います。

今回の補正予算では、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ421万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,271万3千円とするものでございます。詳しくは補正予算書の172ページおよび173ページをご覧願いたいと思います。補正の主な理由につきましては、基礎年金拠出金に係る法的負担金が増率改定されたことによりまして、職員の共済費負担金の掛け金の率が一般職員で現行の率を11.875%上がりまして48.125%、また特別職にあたっては変更の率を9.5%上がりまして38.5%、それぞれ率が引き上げられたことによりまして、幸寿園・八乙女荘の一般職員81名の部分で413万5千円、特別職2人で8万1千円、合わせて421万6千円の共済費が増額となったものでございます。なお、この歳入の補正といたしまして入所者の増による介護給付費等の増額によりまして354万9千円、通所リハビリテーションの利用者の増に伴う介護収入で66万7千円、合わせて歳出と同額の421万6千円を計上しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。
質疑のある方はどうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。
本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

○委員長（大山利吉） つぎに、議案第60号「平成23年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 議案第60号「平成23年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の177ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入の組み替え補正でございます。詳しくは補正予算書の180ページをご覧くださいと思います。協和の生活支援ハウスで実施しております協和デイサービス事業に関しまして、先ほど来ご説明しております事業所の区分変更に伴いまして介護報酬単価が変更となった結果、介護給付費収入479万2千円の外、デイサービスの1割負担分の減収、また、食費の自己負担金収入の減収、合わせて546万1千円が減額となったものでございます。この部分について一般会計からの繰入金で補填したことから当該部分について歳入の組み替え補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。
質疑のある方はどうぞお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

○委員長(大山利吉) つぎに、議案第63号「平成24年度大仙市一般会計予算」を議題といたします。はじめに、社会福祉課所管の予算について、当局の説明をお願いいたします。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長(佐々木清哉) 議案第63号「平成24年度大仙市一般会計予算」にかかる社会福祉課の事業について、ご説明いたします。なお、説明に持ちいります教育福祉常任委員会資料につきましては、経常経費を除いた事業を作成しております。先ほどお話ありましたように継続事業については、あるいは義務的経費の事業については、割愛させていただきますのでご了承をお願いしたいと思います。

最初にお手元に配付しております平成24年度当初予算主な事業の説明書により、社会福祉課の事業につきましては1ページから25くらいの事業がございますけれども5つほどご説明を申し上げたいと思います。

最初に事業説明書の3ページになりまして、生活基盤支援体制づくり事業費についてご説明いたします。これは新規事業でございます。この事業につきましては、地域福祉推進市町村として3カ年の補助事業の実績を踏まえまして、24年度以降については市単独事業として地域福祉事業を推進することになっております。高齢者の安心・安全の生活基盤づくりを進めるために24年度の事業においては3つの事業を推進することといたしております。合わせた133万5千円を計上しております。詳しい内訳につきましては、中ほどの事業の概要にありますように、結っこサービス事業、これは社会福祉協議会の方にこれまで委託し

て行っていた事業でありますけれども、これを社会福祉協議会の実施事業と位置付けまして、それに対して市としてその事業に対して補助を行うというふうな部分で55万7千円、また2つ目には、生活介護支援サポーター養成事業でありますけれども、これは国庫補助による事業ということで、これについては従前どおり大仙市社協の方に事業を委託して行ってましたけれども、これについても継続して行っていきたいという部分で35万4千円の助成をするものでございます。3つ目には、見守り支援体制の構築及び災害時避難支援体制の整備というふうなことで、これまで高齢者の災害時における避難支援のあり方について高齢者の実態調査を基に構築いたしました高齢者データを分析いたしまして等級立てて、それぞれの民生委員とかあるいは郁々は地域の自治会との情報共有を図りたいということで現在進めている事業でございますけれども、この部分で要する経費ということで42万4千円、この中には今回地域見守り支援協力事業者ということで協定を予定しております地域見守りネットワークの関する予算も含まれているところでございます。合わせて133万5千円の予算でございます。

つぎに、10ページに飛んでいきます。

はり、灸、マッサージ施術費助成事業費でございます。これについては、従来から継続的に行っている事業でございますけれども、平成24年度から変更する点でございますけれども、従来24枚を交付しておりました施術券につきまして、これを12枚に縮減することとし、この12枚を一括交付するというように改めております。

つぎに、15ページの方にまいりまして、温泉ふれあい入浴サービス事業費でございます。これについても従来から70歳以上の高齢者、あるいは身体障がい者等の方々に対して温泉の入浴券を交付し、半額助成あるいは無料券となるようにというようなことで行っている事業でございますけれども、24年度はり、灸、マッサージ事業と同様に枚数を24枚から12枚に縮減いたしまして、そしてそれを一括交付するというふうなことに改めているものでございます。

つぎに、17ページの方にまいりまして、チャレンジアップ介護職就業支援事業費でございます。これにつきましては、失業したの方々に対しまして厳しい雇用環境にあたって失業者を介護保険施設へ雇用いたしましてヘルパーの資格等を取得していただきながら、介護施設等での就労につなげるというふうなことを目

的に研修費用の支援を行っている事業でございます。この事業に関しましては、施設の方といたしましては人手不足の解消につながっている部分もございます。また受講者におきましても就業に結びつくことがございまして、相互にとって有益な事業として評価されているものと思います。24年度では7施設に合わせて7名の雇用とすることにしており、2,107万4千円を計上しているものでございますけれども、先般、この事業に関しまして震災等の緊急雇用対応事業というふうに位置付けるということの通知がございまして、これまで対象者については一般の失業者ということで特に決定した話ではなかったんですけれども、こういうふうな震災対応というふうな部分の事業ということで位置付けられたことから、雇用のこの事業で受け入れる対象者を、被災した方の求職者もしくは3月11日以降に離職して失業者となった方々、そういった方々を優先的に利用していくというふうに変更になっております。予算的なこと、事業内容については変わっておりませんが、対象者として限定した被災対応というふうな位置付けられたことによりまして、そういった方々を優先してこの事業に取り組んでいくというふうにしていく点が変わっております。

それから19ページの大仙美郷介護福祉組合の負担金でございます。負担金事業でございますので、特に例年並みでございましたけれども、今回24年度予算におきましては1億3,297万9千円ということで、前年度を3,159万3千円多く増額となっております。これにつきましては、仙北地域にあります特養真森苑で敷地の地盤沈下に伴いまして配水管あるいは外構の改修工事を行わなければならないというふうなことで改修工事を予定しております。この部分の負担金として3,131万3千円が大仙市分として増額になったということによりまして、予算額が増えているというような状況がございまして、

その他につきましては、前年度と大体同様な趣旨になって行う事業ということで、大変申し訳ございませんけれども割愛させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。

説明が終わりまして、これから質疑に入るわけですが、審査中ではありますが昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時とさせていただきます。

午前 11時50分 休 憩

.....

午後 12時59分 再 開

○委員長（大山利吉） 定刻前でございますが、休憩前に引き続きまして会議を再開します。先ほど社会福祉課の当初予算説明がありましたので、これから質疑に入ります。質疑のある方どうぞお願いいたします。はい、石塚委員。

○12番（石塚 柏） 温泉ふれあい入浴サービス事業についてお尋ねします。

利用権を半分に減らすと、24枚から12枚に縮小するということなのですが、半分に減らす目的ですね、これが23年度の実績からいけば39.9%だと。これでは少しくまかないということで、単純に枚数減らしたと、枚数減らすと肯定的だという利用者がいて利用率がぐっとあがるというふうにも見えるわけではあります。本来、事業の目的からいえば出来るだけ広く利用されればよいなということで、利用率より交付率も重要ではないか。私も理解が浅いので全体的な目的と事業効果の兼ね合いを柔軟的に説明していただきたいのでお願いします。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 温泉ふれあい入浴券の24枚から12枚に変更になったということについて、どういう理由かという質問でございます。今回の温泉ふれあい入浴券の枚数の見直しにつきましては、大仙市の高齢者の福祉の目指すべき方向を示しております大仙市の高齢者プランの中で福祉サービスのひとつとして位置づけられて示されております。今年度は見直しの年度であるということで、今回この温泉ふれあい入浴事業についても見直しをおこなったということでございます。ご承知のとおりふれあい入浴サービスについては、高齢者が気軽に温泉施設を利用するというところで閉じこもり予防あるいは高齢者のコミュニケーションの場として健康保持増進につながる事業として、大変喜ばれていることについては承知しているところでございます。できるだけ多くの高齢者の方々に利用していただきたいというふうなことで、これまで3年間取り組んだまいったところでございます。そこで、見直しの中で出てきましたのは、ひとつは利用実態でございます。過去3年間（今年度を含めまして）をみますと、この事業説明書の表の中に23年度実績という部分で載っておりますけれども、大体21年22年も過去2年も同様な傾向を示しております。これで見ますと交付対象者につきましては大体4,900人から5,000人の間で推移していると、利

用されているというふうな状況があります。これについては全体の対象からしますと2割程度というふうなことになっております。また、右側の方にまいりまして利用枚数に関しましては23年度の実績見込みでありますけれども4万4,599となっておりますけれども、過去2年間において大体4万3千から4万4千の間で推移しているというふうな状況で、交付と交付枚数からした利用枚数の利用率に関しては大体40%前後で推移しているということで毎年大体この3年間同じような傾向を示しているというふうな状況がございます。特に23年度の実績でお話しますと交付枚数が11万1,512枚ほど高齢者の方々に5千人の高齢者の対象者の方々に交付しているというような状況がございますけれども、実際に使われたのは4万4千枚ほどというふうなことになっております。実に6割に当たる6万7千枚ほどになりますけれども、その利用券が使われずに破棄されている、捨てられているというふうな状況がございます。そういった状況を踏まえて市として、こういうふうな状況をどういうふうに改善していったらいいのかというふうなことで検討を加えたわけがございます。市としては利用実態と大きくかけ離れてしまう利用券の枚数交付につきましては、やはり使われている利用券の実態を受け止めた上で適正な利用枚数とサービスのあり方について検討する必要があるのではないかなというふうに考えたところです。実際に利用者の利用している枚数の状況を把握調査してみましたところ、大体12枚まで使っている方々3分の2おります。大体3,300人ほどです。それから、13枚以上使っている人が3分の1ほどおります。こういった状況の中で市としてふれあいサービスの利用実態に合った交付枚数というふうに改める必要があるのではないかなというふうな判断から交付枚数を24枚から12枚に変更したいというふうなことと、また合わせまして交付する利用券については一括して窓口で交付するというふうなことで事務改善を図ろうとしたというふうな部分を併せ持って、今回の改正を行ったと、変更をしたいというふうに行ったところがございます。ただ、最初の事業計画書の説明の中で縮減と話ししてしまいましたけれども、枚数を縮減するわけではなくて枚数を変更するというふうなことでありますし、事業を縮減するというものではなくて、事業そのものについてはできるだけ多くの人に使っていただきたいというふうなことで、対象者の裾を広くげて、浅く広く使

えるような、そういった温泉入浴券の要綱にさせていただきたいなというふうなことを考えているところでございます。以上です。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○12番（石塚 柏） よく分かりました。ただ私懸念するのは、使っている人たちの3分の1が積極的に使っていると。それで私の想像なんですけれども、こういうのって、使っている人って割に元気な高齢者の方で、本当に引きこもりしているっていう人は逆にわざわざ出てこない。そういう3分の1の人たち、止めたとなれば相当不平不満が出ると思う。それを覚悟した上で全体的な判断だとすればいいども。あと、事業の目的だとすれば利用者数うんぬんより交付者数の交付率を利用しましょう。家族も含めて自分の家のばっちゃんを連れて行くべといった気持ちにさせるほうが事業の目的としては大事なのではないかと、利用率よりも交付率の方が説明聞いてて大事なんでねえがなというふうな気がしました。

○委員長（大山利吉） 課長、これ改善しながら継続（事業説明書の総合評価）ということだようですので、見直しということは別に減らすことばかりが見直しじゃなくて、増やすことも見直しだと思います。どうぞ今、石塚委員のご質問の内容を踏まえていただいて24年度の利用率によっては、また元の枚数に戻すという見通しもあるということの判断でよろしいですか。はい、福祉部長

○健康福祉部長（佐々木昭） 今の件いろいろありがとうございます。石塚委員の方からの件につきましては、24年度から12枚にした理由等につきましては課長の方から申し上げたところでございますが、今後につきましては一応12枚以上使っている方々からの、多分市民の声、苦情がうちの方に来るかと思われれます。それと合わせまして利用枚数を各施設等から実態調査いたしまして、よく精査いたしまして25年度の予算編成に再度検討させていただきたいと存じます。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（大山利吉） 石塚委員、よろしいですか。はい、分かりました。

はい、大野委員。

○14番（大野忠夫） 今の入浴券、例えば針灸の部分も同じ、その件も今と同じように検討してもらいたいということと、この入浴券、元気な人たちも当然使われるけど、逆になぜこのせっかくの好意を活用することができないのか、その辺もなにか特別な理由があるものだべがなと、その辺は調べたものがあるのか。

○委員長（大山利吉） はい、部長。

○健康福祉部長（佐々木昭） ただいまの大野委員の件ですが、まずひとつ、はり、灸につきましても先ほどお話ししましたとおり24年度精査しまして、枚数につきましても今一度検討させていただきたいと存じます。それから、もう1点の温泉の関係ですが、実は農林商工部の商工観光課の方で太田ふるさと会の温泉施設管理運営支援事業というのをやっております、この事業につきましても中里温泉の方にうちの方から出しております入浴券を出せば半額で入れると、仮にまず12枚使っても半券自分が持っておりますので、その半券を提示すれば全部なくてもさらに半額の200円に入れるという制度がございまして、それも持ち合わせましてうちの方も検討した結果、枚数を減らしたということでございまして、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○14番（大野忠夫） そこは分かります。逆に行かない人、利用しない人というのは、なにが原因だと思いますか。全然動けないという人、あるいは交通手段が無いとか、なにかいろいろ理由があるもんだと思われるので。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 使用状況を調査した時に結果を見てビックリしたんですけれども、3割に当たる人が1回も使っていないというふうな事実がございました。交付した24枚を渡していたにも関わらず1回も使わないという人が3割。1,500人くらい。これは担当の話をお聞きのところによりますと、行きたいというふうなことで4月早々にバーッと来ると、そのあとチリポリチリポリとなんらかの別の用事で来た際に、実はこういう入浴券もらえるのだということで、手上げ方式ですので申請することによってももらえる状況になってますけれども、表現が適切か分からないんですけれども、ついでにもらっていくみたいな感じがありまして、どうもそこらへんにその温泉利用を自分で積極的に活用するというふうな、使おうとする意志のやはり個人の思いの差というものが、使われない原因になっているのではないかなというふうに感じております。なぜ使われないかという具体的などころまでは調べてはおりませんが、いずれ6枚以下の（ゼロを含めまして）方々で大体5割を超えているという状況でございまして、ですから、やはり先ほどお話ししましたように一人あたりの枚数だけでなく、利用

者を底上げするということ、そして交付したらできるだけ使っていただくようにこちらの方からも周知していきたいというふうに考えているところです。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○14番（大野忠夫） この利用の仕方なんですけれども、手あげてというそれは当然で知識があるからいいと、まったくそういう知識を持たない人もいますので、例えばいろんな地域で敬老会だとかあります。この人方にこういう券あるからみんなまず風呂さ入りにいくべというようなそういう発想があるわけではない。分からないでいるので、そういうことを考えると、こういう制度があるから使ってほしいという、こういう交付なる年代のそういう集まりのリーダーの人たちに伝えるということも必要でないかなと思いますけれども。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 敬老会の際にも、そういった話をすることはできますし、また介護予防の関係で地域に出ているいろんな教室等も展開しておりますので、そこには高齢者の方々が来ておりますので、事業の実施の際にも入浴券の活用、それから推進についてお願いするような、そういった周知の方法も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、次の課の説明に移るわけですが、午前中の補正予算の説明で順序で行きますと生活支援課がこの後説明に入る予定ですが、今市長との協議をやっておる最中でございます。それで、あとに回しましてここで播摩児童家庭課長の方から児童家庭課所管の予算についての説明をお願いしたいと思います。

○児童家庭課長（播摩幸子） 児童家庭課所管の24年度の予算についてご説明いたします。事業説明書の19ページでございます。説明につきましては継続事業の中に新しいことを盛り込んだ部分と新規事業について説明させていただきます。

59ページ、3款2項2目、12事業地域児童健全育成推進事業費の1億1,039万4千円につきましては、放課後児童クラブの実施についての予算でございます。保護者が日中家庭にいない児童を対象に放課後に適切な遊び場等を提供する放課後児童クラブを24年度は1カ所増設して市内20カ所で実施するため

の管理運営費であります。24年度は4月1日現在567名で市内各地域で開設いたします。施設の安全性、利用者の増加の傾向、年長児童の受入等を全市的に検討していくこととしまして、この先老朽化した仙北地域の高梨小改築に向けた地盤調査、実施設計費や25年度に学校内に移転開設する協和小学校の整備等につきましては、この後補正予算の計上をお願いする予定であります。財源としましては県補助金、地域児童健全育成推進事業費補助金と児童クラブ利用者の負担金、それぞれ2,823万8千円と3,978万円を見込んでおります。

つづきまして、61ページでございます。

この中で、資料で訂正がございますのでよろしくお願ひいたします。事業概要のところの実施計画のところ。まるこの広場の開設日が週5日になっておりますが、週6日でございます。では、説明させていただきます。

17事業、地域子育て支援拠点事業費（ひろば型）の1,012万7千円は、大曲地域大花都市再生住宅のまるこのひろばにおいて子育て親子が気軽に且つ自由に集い、交流できる場を提供するとともに子育てアドバイザーを配置し、子育てに関する相談や援助を行うものでNPO法人に業務を委託し実施しております。利用者は大曲地域が72%、仙北地域が9%と主な事業になっております。ということから、24年度は新たに東部地域の広場を中仙市民会館ドンパル内に開設いたします。こちらの運営方法は中仙市民会館との連携を図ることから直営で実施し、6月開始を目指すこととしております。財源としましては国庫補助金、子育て支援交付金391万5千円を見込んでおります。

つづきまして、63ページでございます。

こちらは新規事業でございます。

19事業、3歳未満児保育促進事業費390万円は、24年度からの新規事業であらかじめ国の配置基準を上回る保育士を保育園に配置して年度途中からの入所を希望する3歳未満児の保育を促進するための補助金であります。これは、保育園整備が進み待機児童の減少が見込まれる平成27年度までの事業であります。

つづきまして、66ページでございます。

こちらは、3款2項3目、61事業法人立保育所補助金2億6,123万6千円は、大曲保育会、大空大仙、大仙ファミリーサポートに対する運営費負担金。

保育園の運営費負担金に含まれない通園バス事業、施設管理費、保育士の派遣人件費、また法人化後5年以内の施設整備に要する補助金であります。また、刈和野、協和の両保育園には屋根、外壁の補修の要望がございますが、こちらは県補助金安心子ども基金との協議中であります。補助が決定しました後、補正計上させていただきます。

つづきまして、68ページでございます。

こちらにも新規事業でございます。

64事業、法人立大曲南保育園建設費補助金1,087万4千円は、大曲地域にあります大曲保育会の大曲南保育園について入所児童の増加および建物の老朽化に対応するため移転改築する建設費の補助を行うもので、当初予算には実施設計分の補助金を計上しております。事業概要は、事業主体は大曲保育会であり建設予定地は大曲住吉町地内、現在の乳児保育園隣接地でございます。木造平屋建て、延べ床面積1,400㎡程度、150名の定員です。総事業費は概算で4億8,500万円であります。県の安心子ども基金からの補助が2分の1、市補助が4分の1、建設工事費は県の補助の決定後の9月補正を予定しております。スケジュールにつきましては、基本設計は現在事業主体で行っておりますが、24年6月に実施設計、建築工事は補正後の24年11月から26年3月までとなっております。26年4月開園を目指しております。

以上によりまして、児童家庭課の24年度当初予算の説明を終わります。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、小松委員。

○9番（小松栄治） 最後の南保育園の建設、これ坪単価からすれば、建物なんぼになっているの。園舎本体工事4億円と書いているけど。430坪だが、床延べ面積。建築面積と床面積と違うど。

○児童家庭課長（播摩幸子） 延べ床面積が1,400㎡、坪では430坪となり、㎡単価は28万5,714円でございます。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○9番（小松栄治） 木造平屋建てと書いてありますので、これから多分実施設計に移る時に、要望も兼ねてですが、どうか落ち着きのある日の出にあるあんたか

たちの中の木造もふんだんに使いながら子どもが怪我しないようなかたちの、バリアフリーみたいなかんじのやつ、そういったものを望みたいなと思っております。施行者はそのまんま作るので、なんも責任ないので、ただ設計通り監督通りやるがら、問題は設計屋だ。なんでも。前は鉛筆でやってたけど、今はこれだから、設計屋も間違える時があるから、そこを見ながら、なんとかひとつ、そういった木造の建物を造っていただきたいということです。よろしく申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、播摩課長。

○児童家庭課長（播摩幸子） 設計につきましては、まずメンテナンスのしやすいもの。それから外観の木にとらわれないで、とにかくシンプルでメンテナンスのしやすいもの。それから外回りにある、例えば見栄えの良い木造にすると腐食等が早く進みますので、そういったことはないようにというようなことも十分に話し合いをしております。内部につきましては、やはり子どもたちに木のぬくもりとやわらかさを感じてもらえるような建物にということで設計の段階で盛り込んでおりますので、よろしく願いいたします。

○9番（小松栄治） どうかひとつ、4億円の建物、かなりの良い建物だと思いますので、大体の実設計になった時点で我々にその図面とその内容を見せていただければ、粗々で結構ですので、我々も見て、もしいいば拍手するし、さっこの辺り直してけれって言えば要望組んでもらえればなと思いますので、よろしくご配慮申し上げます。

○委員長（大山利吉） 完成の時には私方既に任期が切れておりますので、見ることができませんが、ぜひひとつ小松委員のご要望少しでも叶うように、当局もご配慮のほど、お願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） それでは、ないようございませぬので、今田健康増進センター所長。説明をお願いします。

○健康増進センター所長（今田秀俊） 健康増進センター所管の平成24年度当初予算事業についてご説明申し上げます。健康増進センターにおいては、事業を廃止したものはございませぬ。それから今回説明いたしますのは新規事業と拡充した分についてご説明申し上げたいと思います。

委員会資料の76ページをお願いいたします。

76ページですが、4款1項1目、71事業と72事業を合わせたものでございます。新規事業でございます。医療法人運営資金貸付金、医療法人等施設補助金でございます。補助金が879万8千円。貸付金が2,000万円でございます。この事業の目的でございますが、市東部地域の地域医療確保のため市が拠出する医療法人「道真会」に対し、財政支援を行い、医療法人の早期の経営安定を図るものでございます。事業の内容でございますが、貸付金と補助金に分かれております。貸付金につきましては、単年度貸し付けということで最長5年というふうに考えております。補助金につきましては、人件費の補助ということで平成24年から平成33年度までの最大10年間といたします。それから旧診療所の修繕費でございますが、修繕費については50万円以上、それから旧歯科診療所においては10万円以上の支出があった場合に市が行うことにしております。それから③番目として高額医療機器の助成でございますが、この場合は双方協議の上、財政支援を行うという内容で今後支援してまいりたいと思っております。事業の概要の中の貸付金の2,000万円につきましては診療報酬が2カ月遅れることから医療法人の4月から5月分の支出見込額2,000万円を運転資金として貸し付けるものでございます。それから医療法人道真会の補助でございますが807万8千円につきましては、市職員の看護師2名の法人派遣に伴う給与差額分を補助するものでございます。それから太田歯科診療所への補助の72万円の内容でございますが、現在治療中の矯正歯科患者10名が現在治療しております、その治療を行う医師に対する報酬の助成でございます。財源といたしまして、その他に2,000万円を見ておりますが、これは貸付金の2,000万円でございます。

つぎに、89ページをお願いいたします。

89ページは、自殺予防対策費でございます。

自殺予防対策費の994万4千円につきましては、11事業の地域自殺対策緊急事業の291万5千円と13事業の住民生活に光をそそぐ交付金事業の702万9千円を一括計上しております。まず、地域自殺対策緊急事業ですが自殺予防ネットワーク推進協議会を中心に自殺予防に関する理解や知識の普及・啓発に努めているところでございますが、主な事業といたしまして、自殺予防ネットワ

ーク推進協議会の開催、それからメンタルヘルスサポーターの養成のほか、こころといのちを考える集い、こころの健康研修会・講演会、自殺予防のポスター、それから自殺予防担当者の研修会、市広報特集号の発行等を行っております。また、現在進めております「ほっとスペース」で毎週月・水・金に臨床心理療法士によりますカウンセリングを実施しておりますが、相談件数が2月末現在で162件と相談者が2週間ほど待たされる状態で大変混み合っており、新年度には新たに臨床心理士1名を増員いたしまして、24年度からは月曜日から金曜日、続けてカウンセリングを行いたいと思っております。財源としまして全額県の補助291万5千円を見込んでおります。それから、住民生活に光をそそぐ交付金事業につきましましては、メンタルヘルスサポーターの養成講座とか、それからメンタルヘルスサポーターの養成講座を終了いたしました「ひだまりの会」の育成、それから「ほっとスペース」、これは従来やっている事業の中身ですが、それとネットワーク協議会の現在行っております自殺未遂対策分科会の推進、それからパンフレット等の作成を行う予定でございます。財源としましては、住民生活に光をそそぐ基金702万円を充当いたします。

つづいて、91ページをお願いいたします。

91ページは11事業の大腸がん検診研究事業の1、600万円であります。大腸がんによる秋田県の死亡率は青森県に次いで全国第2位でございまして、年々死亡者が増加しております。この大腸がんによりまして命をくい止めるため立ち上げられました国立がんセンターと昭和大学の研究事業で大腸内視鏡検査による大腸がん研究有効性評価のための研究事業の試験に大仙市がモデル事業として参加しております。対象は40歳から74歳までの男女で、便潜血検査と内視鏡検査を併用した検査を実施いたしまして、大腸がんの死亡率の減少効果を研究するもので、10年間の継続事業であります。研究を通じまして、さらに将来的に市民の健康維持につながるものと考えております。23年度は中仙地区・太田地区をモデルとして実施いたしましたので、24年度は全市に拡大いたしまして6,000人を目標にしております。事業費の主なものにつきましては大腸がん検診の検診費用が1,008万円。大腸内視鏡検査料が427万5千円となっております。財源内訳といたしまして、その他の360万円は国立がんセンターからの大腸がん検診研究事業費の納付金であります。

つぎに、81ページをお願いいたします。

81ページにつきましては、61事業の特定不妊治療・不育症治療費の補助525万円でございます。新規事業でございます。事業の内容としましては、治療を受ける経済的・精神的負担の軽減を図り、少子化対策につなげるために治療費の助成を行うものでございます。特定不妊治療は保険適用外の診療であるため1回の治療費が高額でありまして、県の助成費に上乗せして助成するものです。経済的な負担の軽減を図るために行っております。また、不育症治療費につきましては、治療に要した経費に対しまして1回につき15万円を2回助成するものです。なお、助成額につきましては本議会の予算審議におきまして、後藤隆議員の方にお答えしているように現在県議会において限度額を20万円に引き上げることが審議されておりますので、それと合わせまして一般不妊治療の人工授精に対しましても助成する予定です。今後の要綱等の運用で予算の範囲内で運用してまいりたいと思っておりますが、予算に不足が生じた場合は補正予算で計上したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で健康増進センター関係の主な事業について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（大山利吉） ありがとうございます。健康増進センターの予算の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞよろしくお願いいたします。はい、小松委員。
- 9番（小松栄治） 最後から2番目の大腸がん検診、市でやっている大腸がん検診、内視鏡を使った検診、これ無料だし。対象者は40～74歳と書いてあるんだけど、どういうふうにして手続するのか、教えてくれ。
- 委員長（大山利吉） はい、所長。
- 健康増進センター所長（今田秀俊） 今、市の方で行っている一般の大腸がん検診と研究事業への申し込みの方法ということでしょうか。市の方では一括して毎年各種がん検診について、毎戸の方に配付して、それぞれ個人から申し込みを取っております。その際、今回申し込みの際に大腸がんの研究事業についての申し込みも一緒に取っております。それで、大腸がんの欄のところに申し込みを取る場合は1のところに丸をしていただいた方に、うちの方としましては一般の大腸がん検診と研究事業に参加する意思がある人だということを確認してお

ります。その人に対しまして、全員に後で大腸がん検診の一般の日程表と、研究事業の日程表を差し上げます。それと参加のパンフレットを差し上げますので、それぞれ研究事業に参加される方は日程表を見て参加していただきたいなと思っております。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○9番（小松栄治） わかりました。我々は毎年受けたけど分からねでいったんしな。おればしだったべがなと思って。それさ、受ける場所、角館しか書いてないけど、なして角館だべ。ここの組合病院もあるべ。

○委員長（大山利吉） はい、今田所長。

○健康増進センター所長（今田秀俊） この研究事業については、参加された方をランダムに二通りに分けます。便の検査をやる人と内視鏡をやる人が分かります。それで、内視鏡につきましては、全部角館の公立病院で受けます。角館の公立病院で受けるわけなんですけれども、この事業につきましては、当初仙北市の方が一番最初に実施いたしまして、この事業のためには1万人のサンプルが必要だと言われております。ですけれども、仙北市で集めている数が3,500人と少ないということで、どうしてもサンプル数が少ないということで、大仙市の方に協力依頼が来ました。これを受けまして今年と来年やるわけなんですけど、角館の公立病院の一室を内視鏡専門の診療室に改造いたしまして、昭和大学の先生が来ております。そこで専門の器械を備えておりまして、そこで検査するようになっております。それと組合病院でどうしてもできないかということなんですけれども、角館の内視鏡の器械はですね、検査を専門にする器械でございまして、組合病院で使っている内視鏡とはまた違うということで、同じ器械で検査するという意味で角館で行うことになっております。ただ角館で検査後に要精検とかというかたちで精密検査が必要な場合は組合病院でも検査ができます。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○9番（小松栄治） よくわかった。昭和大学の工藤さん来て、秋田のキャスルでもやっているように、角館でわざわざ、交通の便でだべが、そう思ったりしておったんし。

○委員長（大山利吉） ほかにございせんか。はい、佐藤委員。

○26番（佐藤孝次） 80ページ。産科医等確保支援事業というやつで、この事業そのものと直接の関わりにならないんだけど、先だってテレビに九島先生出て、去年の3月11日に停電になった時、まったく産科医の分娩の機能果たされなくて、とても困ったという内容のテレビの番組があったんだな。その部分について、およそ600万円程度の自家発電の部分を厚労省さお願いしてとかっていう内容の話だなと見だっただも、ここのあたりについては市がなんとか関わりをもって、この部分をつないでけるとかっていう考え方、方法ってあるもんだが。

○委員長（大山利吉） はい、今田所長。

○健康増進センター所長（今田秀俊） 医療機関の自家発電機につきましては、市でも助成しております。医療機関については健康増進センターの方で、福祉関係については社会福祉課の方で担当しております。その中では当然九島委員も該当医院になっておりまして、市としては申し込みを受けるようにしております。ただ、この事業の中には県の事業もありますし、市の事業もありますので、私ちょっとそのテレビ見てなかったんですけども、県の事業でも相当の額の発電機までは付けられるようになっております。

○委員長（大山利吉） はい、佐藤委員。

○26番（佐藤孝次） いずれ先生の方で、その分が是非とも必要だと言えば、それなりの手続き踏めば、それが届く状況は作れる話だと考えられるな。

○委員長（大山利吉） はい、今田所長。

○健康増進センター所長（今田秀俊） そのとおりです。

○委員長（大山利吉） はい、杉沢委員。

○6番（杉沢千恵子） 自殺予防対策のところですが、今年度ボランティアの方々に協力してもらって、地域枠で相談会を開いてもらいましたところ、人数は少ないかもしれませんが、いろいろ切羽詰まった問題を抱えながら来ている状態で、それで相談して命拾っていくってということで、すごく大事だと思いますので、カウンセラーの増員だとかメンタルヘルスサポーターの人たちの今後の活躍がすごいバックアップになっていくんでないかと、私たちが応援していかないとかなかなか減っていかないんじゃないかなという気がしますので、この部分の予算は取っていただいた分をしっかりと活用していただきたいなと思いました。合わせて、

カウンセラーに関してですが、今、どっかの企業とか会社が臨床心理士の資格を通信教育とか募集でバンバン出している、お金儲けの会社がたくさんありまして、臨床心理士の資格がそういうかたちで簡単に取れるって言えばブジョホだんしども、結構取っている人がいるんです。けども本当にこれに携わる人っていうのは、やっぱり4年制の大学でしっかり勉強し、尚且つ2、3年インターンしてこないと、それだけの力とそれから人に対するサポートっていうのは、すごく怖いと思うんですよ。だからそこら辺の見分けをきちんとして臨床心理療法士を採用しているものなのかどうか、また今後採用していく方に関しても、そこら辺の状況というのは把握してやってらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、今田健康増進センター所長。

○健康増進センター所長（今田秀俊） 現在採用している臨床心理療法士の方は60歳の方でございまして、もちろん資格のある人なんですけれども、経験豊富な方で、市の方に来る前は自宅の方で開業していた方でございますので、経験豊富でいい方だと思っております。それから相談の内容につきましてもカウンセリングですので、それぞれの人に応じることなく、きちんとカウンセリングを行っております。さきほど申し上げたように今までで162件の相談がありまして、そのうち40件の方が自殺を強く考えたとか、そういう人がおります。そういう人については、自殺をしない約束をしたりしております。今後の採用につきましても、先生から指摘のあった内容を踏まえて、採用していきたいと考えております。

○委員長（大山利吉） はい、杉沢委員。

○6番（杉沢千恵子） よろしく申し上げます。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、つぎの生活支援課の方の説明を受けたいと思っておりますが、市長との協議が2時までのようですので、ここで暫時休憩したいと思っておりますが、よろしく申し上げます。それでは2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休 憩

午後 2時 4分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど生活支援課の予算についての説明を2時から受ける予定でありましたが、市長との協議が今始まったばかりだようでございますので、まだ時間がかかるようございますが、生活支援課の方が見えてから説明、質疑を行うということで、つぎの方に進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） それでは、そのようにさせていただきます。

○委員長（大山利吉） つぎに、議案第74号「平成24年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算」を議題といたします。社会福祉課長から説明を求めるわけですが、午前中の46号の議案で合わせて説明をいただいておりますので、このまま討論に入ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） それでは、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

○委員長（大山利吉） つぎに、陳情第47号「子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求めることについて」を審査いたします。本件に関して質疑及びご意見等ありませんか。はい、小松委員。

○9番（小松栄治） 新システムの導入を具体的に我々にもうちょっと砕いて説明してもらえればなど、こう思います。

○委員長（大山利吉） 後で当局の参考意見お聞きしますけれども、その前に委員の皆様方のご意見あれば。当局から参考意見お聞きしてよろしいですか。それで

は当局からこの件についての参考意見ございましたらお願いいたします。はい、播摩児童家庭課長。

○児童家庭課長（播摩幸子） 新システムについてでありますけれども、学校教育・保育の具体的な提供ということで、今は保育園・幼稚園に特化しております、また一部では認定こども園ということで一緒になったところもございますけれども、全部の施設で保育園には幼稚園機能をつける、幼稚園には保育園機能をつけるというようなかたちで就学前の教育・保育ができるというふうな総合型子ども園というようなかたちになってきます。ということで、例えば幼稚園の方が保育機能を付けますことによって保育園の待機児童の解消とか、そういったことが可能になってきます。まず保育園というふうなところにしては、児童施設にしてはそういうふうな変化が出てきます。また、今度入園させる保護者にとっては自分のうちは教育を受けるだけ、3時頃まで教育をしていただければいいというお家であれば3時までの契約、あと、うちは親が全員働いているので夜の6時まで保育園等に預かって欲しいというお宅は6時までの契約というふうに、その家庭の必要な状況によって園と契約できるというふうになります。それに応じた料金を負担するというふうな感じになります。あとは、このシステムの中で延長的な放課後児童クラブ等の拡大とか、そういったものが盛り込まれております。子ども給付というところを、各家庭に直接払っているところをこういった保育施設等に家庭を経由しないで直接利用料として払うようなお金の流れができるようになります。また、これらを統括する役所が文科省と厚労省に分かれていたのが、一体的に内閣府にできるというようなかたちになっております。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。

ただいま参考意見として、ご説明してくれたことに反対ということの陳情です。委員のみなさん。そこら辺をひとつ察しながらご意見をお願いします。はい、小松委員。

○9番（小松栄治） 今読んでいるところだと、このほかに自由に、要するに業者も参画できるという内容でした。また、利用する保護者の人たちも自由に時間帯のアレを選んで料金もそれぞれだというんた内容で、反対は業者が参入すればおかしくなるんた感じの文章に見える。こんがらがるといふような、それで反対だといふふうに私は理解します。ただ、この実施機関は税と一体の改革がまだ決まら

ない内に来年の13年度からだということなので、もうちょっと様子見た方がいいんじゃないかなと思うんしどもな。今盛んに税と消費増税の一体改革を進めようとしている民主党の一部、果たしてそうなるか分からない段階で、これを反対だどって突きつけてやれるものなのか、または良いどって、これに反対するものなのか。我々はまだまだこの内容を見た限りでは、理解されないんた感じしてます。

○委員長（大山利吉） はい、わかりました。ほかに。はい、播摩課長。

○児童家庭課長（播摩幸子） この陳情についてのご意見の中に対してのこちらの見解を述べさせていただいて結構でしょうか。

○委員長（大山利吉） はい、結構です。どうぞ、お願いします。

○児童家庭課長（播摩幸子） この陳情の中にありますと、私どもも国からの基本制度の資料をいただいて読んでいるところなんですけれども、この陳情者が懸念している国と自治体の公的責任、それから最低基準の順守、法人による歳入保障と合同負担について懸念されておるようなんですけれども、現行にあるものはほとんど保障されておるようでございます。それから保護者が保育園と契約することを家庭の状況によって子どもの受ける保育レベルに差が出てくるのではないかということも、例えば保護者が保育園に入れる手続きを怠ったりして入れないでいるような状態が見受けられた場合は、市町村が入所措置をするというふうなこともできます。また、多様な事業者の参入による保育の市場化が危惧されるということにつきましても指導監督するのは市町村であります。保育事業分の保育所等が確保されている場合は参入を受け入れないこともできます。子どもたちにとっては質の高い就学前の教育・保育が受けられる今の認定こども園のかたちにとこの保育園でも総合型子ども園として目指していくことで家庭の必要に応じた教育・保育を選択してやっていくのが柔軟にできることになります。まったく市町村から手が離れるわけではなく、市町村の役割もあり、保育の必要性の認定や需要が供給を上回る時の調整などやる仕事があります。特に地方都市とくにこの大仙市では今法人の基盤が確立されてしっかりと運用ができております。この先の総合型子ども園を見据えた体制で今やっているところなんです。市と法人の連携もしっかりとれており今後順々に保育所等の整備が進んで需要と供給のバランスが取れ

ばほかからの参入の隙もないと考えられます。いずれ市においては新システムになりましても子どもたちに不利益となることはないと考えられています。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○12番（石塚 柏） 幼稚園と保育園需要が同じでも文科省と厚生労働省の違いがあってややこしかったのが、何とか知恵を出し合って認定こども園を作った。それでもなかなか垣根がとれないということで新しい認定こども園のシステムを自民党と民主党と知恵出し合ってようやくとまとまった案だしおんな。自民党も反対していない。民主党も反対していない中身だわけですよ。大仙市の話はいまおっしゃったように新システムになったからって、法人化も進んでいるべし、認定こども園もちゃんとできてうまくいってるし、今度また大曲の駅前に認定こども園ができるわけで、いろいろ考えてみたったって、これに反対する理由はなんもねんだ。大仙市では。だから私は不採択。

○委員長（大山利吉） はい、わかりました。ほかにご意見ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。これより採決いたします。

本件は不採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議ないものと認め、本件は「不採択」とすることに決定いたしました。

○委員長（大山利吉） つぎに、陳情第38号、継続審査となっておりました「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求めることについてを審査いたします。本件に関して、質疑および意見等はありませんか。はい、大野委員。

○14番（大野忠夫） 前回から今日までの間になにか変わったことはでてきたんですか。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 待遇改善交付金の取扱いについては平成24年度から介護保険の制度改正の中で介護報酬にこの介護職員の待遇改善加算というか

たちで盛り込まれたというふう聞いております。ということでそういう加算が入ったかたちでこの介護報酬相殺するという取扱いになったと伺っております。

○委員長（大山利吉） ほかに発言はありませんか、なければ質疑を終結いたします。これより採決いたします。本件は不採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議ないものと認め、本件は「不採択」とすることに決定いたしました。

○委員長（大山利吉） つぎに、陳情第40号、継続審査となっております「社会保障と税の一体改革」の中止を求めることについてを審査いたします。本件に關しまして質疑およびご意見等ございましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。これより採決いたします。

本件は不採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議ないものと認め、本件は「不採択」とすることに決定いたしました。

○委員長（大山利吉） それでは、つぎに、議案第63号「平成24年度大仙市一般会計予算」を再び議題といたします。生活支援課所管の当初予算の説明をお願いいたします。はい、上野課長。

○生活支援課長（上野孝成） それでは私の方から説明をさせていただきます。生活支援課の事業につきまして、お手元の事業説明書資料の29ページをお願いしたいと思います。当生活支援課で新規事業はこれひとつでございます。新規事業ですけれども、18年度から行っている事業で、県の移譲で報酬とかもみんな市の方に移譲になりまして、一応新規事業にしたものでございます。説明させていただきます。3款1項2目11事業、障がい者相談員事業費でございます。24年度の予算額が36万8千円、前年度は先ほど申し上げましたとおり県の方で報酬を支払っておりましたので0円であります。目的ですけれども、障がいのある

方やその家族の方の悩み・生活に係る身近な相談役としまして障がい者相談員を設置し、必要な相談や支援を行うことで障がい者福祉の増進を図るというものでございます。目標では、障がいのある方やその家族の相談を受け、問題や悩みの解決の役割を担うものでございます。事業の概要ですけれども、身体障がい者相談員が21名、知的障がい者相談員が8名、この方々については各地域の障がいの会の役員の方々にお願いしている状況でございます。報酬ですけれども、任期は2年で年間1万2,000円。月平均1,000円の報酬でございます。23年度の相談件数ですけれども、ここにありますとおり、身体69件、知的6件の相談の実績がございます。これまでの成果と今後の方向性ということでございませけれども、先ほど申し上げましたけれどもこの事業18年度から実施しておりますけれども、委嘱事務のみでしたが、24年度からは全ての事務が権限移譲になることになっております。そういうことで当初予算を計上したところでございます。23年度の事業評価における内容としましては、地域に根差した相談窓口として、24年度より全ての事務を県より権限移譲を受けて継続的な事業実施していくことから、今後も必要な事業でございます。財源内訳ですけれども、予算額36万8千円に対しまして、県の継続分といたしまして11万9千円が充当されます。以上でございます。

つぎに、34ページをお願いいたします。こちらは市の単独事業でございます。継続事業でございます。3款1項2目91事業、障がい者（児）タクシー利用券給付事業でございます。こちらは24年度359万9千円の予算となっております。前年度より16万6千円の減でございます。こちらにつきましては重度身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）および人工透析患者が利用するタクシーの利用料金の一部を給付し、障がい者（児）の経済的負担軽減並びに福祉の増進を図る目的でございます。24年度の数値目標でございます。年間利用目標350人、利用枚数5,760枚を見込んだものでございます。事業の概要でございます。対象者の範囲でございますけれども、身体障がい者手帳1～3級、それから療育手帳A、精神福祉手帳1級の在宅の障がい者。ただし、施設入所者、自動車税（軽自動車税）の減免を受けている方、人工透析通院費を受けている方は対象外、ダブルでの請求はできないということでございます。対象者数ですけれども、ここにありますとおり手帳該当者3,138人、それから

自動車税減免者 180 人、それから人工透析通院費受給者 70 人を差し引いた 2,880 人が対象となっております。23 年度 3 月 31 日時点での申請者が 370 人、対象者の約 13%にあたる数値でございます。給付内容ですけれども 1 枚当たり 600 円のタクシー利用券を申請月から該当年度 3 月までの月数に 2 を乗じて最高 24 枚まで給付するものでございます。見込みといたしましては、月 480 枚の 12 カ月で先ほど申しあげました 5,760 枚を見込んだものでございます。ちなみに 23 年度は 380 人で 6,000 枚の見込み予定でございました。これまでの成果と今後の方向性としましては、障がい者（児）が外出するための支援として地域に定着し、有効に活用されていることから、その要望が強く今後も継続が望まれる事業でございます。こちらは先ほど申しあげましたけれども市単独事業でございまして全額一般財源になります。

つぎ、35 ページでございます。

こちら市単独事業でございます。3 款 1 項 2 目 97 事業、人工透析通院費支給事業でございます。24 年度予算額 362 万 2 千円、前年度と同額でございます。事業目的ですけれども腎臓の機能に障害を有する方が医療機関において慢性透析療法による医療給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費の一部を助成し、経済的負担の軽減および福祉の増進を図ることを目的としております。数値目標でございます。年間利用目標 75 人、年間給付目標 3,589,650 円という目標数値でございます。事業の概要でございます。慢性透析療法による医療の給付を受けている方で、居住地から医療機関までの距離が片道 5 km 以上の方を対象としております。障がい者（児）タクシー利用券の給付を受けている方は対象外ということでございます。支給方法ということで、見込みですけれども、5 km から 10 km が 17 人という感じのこの表でございます。合計で 75 人を見込んでいるものでございます。こちらは先ほど申しあげましたとおり市単独事業でありますので予算額も一般財源のみでございます。

つぎに、40 ページをお願いしたいと思います。3 款 1 項 5 目 12 事業でございます。障がい福祉サービス給付費でございます。こちらは 12 億 1,345 万 7 千円。前年度に比較いたしまして 1 億 3,182 万 7 千円の増額となっております。目的ですけれども、障がい者、障がい児が有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、希望に応じて必要な居宅

サービス日中活動サービス等に係る給付を総合的に提供することにより、障がい者、障がい児の地域における自立生活を支援し、福祉の増進を図るという目的でございます。数値目標でございます。21年度から24年度まで載せてございます。24年度が1,277人という見込みで前年度より大幅に増えております。こちらに関しましては県の方から移譲された事務がございます。新しい事業が出来たものでございまして、下にあります障がい者の区分でいきますとサービス利用計画作成費162人となっておりますけれども、23年当初は5人でしたけれどもサービス給付を受ける方全員が24年度からは計画を作成しなければいけないという感じで増えたものでございます。それから下にあります障がい児、こちらに関しましては全事業が24年度から新しく行う事業でございます。この事業が増えたことで見込み人数も増えたものでございます。事業の概要ですけれども①から⑱までの事業を行うことにしております。先ほど申し上げましたけれども法改正による24年4月1日から実施予定の新規事業ということで、サービス利用計画作成対象者の拡大、障がい児通所支援施設および18歳いじょうの障がい児入所支援施設の実施主体が県から市に変更になったことに伴う見込み支援の増でございます。こちらに関しまして財源内訳でございますけれども国県支出金が9億805万円、内訳ですけれども国から2分の1、県から4分の1が繰出しされることとなります。次のページに1から18までの各種事業、それから利用者人数を載せております。先ほど申し上げました計画、⑬が利用する方々が支援等の計画を作成しなければいけない事業であります。それから⑮、⑯、⑰の下の障がい児施設分、⑱の下の障がい児施設分が新規で新しく始まる事業でございます。

最後になりますけれども生活保護関係についてご説明させていただきたいと思っております。53ページになります。

3款3項2目80事業、生活扶助費等でございます。こちらは、生活保護プラス中国残留邦人に対する支援でございます。24年度の予算額が21億6,365万円、前年度と比べまして6,856万5千円の増となっております。こちらに関しましては、保護状況にありますとおり、24年度、23年度、4月から10月ペースの平均で数値を載せております。24年度末は1,081世帯、1,464人、保護率16.5%と見込んでの予算額にしております。それで、先ほど申し上げました中国残留邦人に関しましては、下の方にありますけれども平成

23年11月30日現在、被支援世帯が2世帯、被支援人員が3名、こちらに関しては増加する見込みは今のところない予定でございます。事業の概要は、生活保護費、各種括りがございます。医療扶助費が突出している状況でございます。本件の半分が医療扶助という状況でございます。つぎのページになります。54ページ、それを踏まえまして生活保護に関しまして、ここに書かれておりますジェネリック医薬品の使用を促し医療扶助費の抑制に努めるということで、23年度もチラシを配りまして極力ジェネリック医薬品を活用していただきというPRをしまして、徐々にですけれども、活用してくれる世帯が増えている状況でございます。また4月から就労支援員を採用いたしまして、労力活用のある保護者に対しましてハローワークに要望いたしまして就労支援にあたっておりまして、2月末現在、就労支援者24人、うち8人が就労を開始しております。うち2人が自立、1人が自立予定という状況で、これも引き続き進めてまいりたいと思っている状況でございます。

以上、簡単ですけれども生活支援課の説明を終わらせていただきます。

- 委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、石塚委員。
- 12番（石塚 柏） 事業説明書の29ページ。障がい者相談員事業、これ県から事業を引き継がれたわけですが、この相談員の方々というのは、実際はどんな方々なんでしょうか。年間1万2,000円の報酬という自転車代にもならないようなもので、実質はボランティアというような感じなんですけれども、その辺の相談員の方々の実態の状況を教えていただけませんか。
- 委員長（大山利吉） はい、上野課長。
- 生活支援課長（上野孝成） 相談員に関しましては、各地区身障協会の役員の方々をお願いしている状況でございます。周知しまして、その方に相談に行ってくださいと、窓口に来て私たちに相談に来てくださいというものでなくて、そちらにご相談くださいという感じのものでございます。
- 委員長（大山利吉） ほかにございませんか。はい、石塚委員。
- 12番（石塚 柏） あと、もう1点。生活扶助費の件です。生活保護費もどんどん財政を圧迫しているということがひとつあるわけですが、生活扶助費と医療扶助費があって、そして医療扶助費の方が掛かり増しのスピードが速いと

ということあるんですけれども、大体今のペースで5年ぐらいは行くんだなという感じなんですか。それとも短期的に見て、ちょっと波があって、その辺の掛かり増ししていくスピードのスピード感というんでしょうか、その辺の状況をちょっと教えていただけませんか。

○委員長（大山利吉） はい、上野課長。

○生活支援課長（上野孝成） 生活扶助費に関しましては、年々増加しております、皆さんご存知のとおり、医療費は10割負担でございます。私たちみたいに3割負担ということでなくて、あくまでも10割、全額市で持ち出しとなります。その関係で入院しますと1カ月30万から50万、手術しますと100万、そういう感じがかかっていきます。去年、一昨年は非常に保護者が増えた経緯がございます。今年はちょっと理由ははっきりしませんけれども、全県的に保護申請する方が少ない状況でございます。前に大山委員長の方からもなんでだということを知られたことがあるんですけれども、各新聞によりますと、リーマンショックによって国の方でも生活保護を簡単にあげなさいということではないんですけれども、そういう緩和措置というか、そういうのを見た方々が該当するのかなという感じを持たれた方が多かったのかなと、今年少ないのはやはり大震災のアレがあって多分、我慢ていうのもおかしいんですけれども、そういうのもあるのかなと、これが大仙市だけじゃなくて全県的に保護率は増えてません。23年度に関しては。そういう状況で、ただ最近の1月、2月見ますと若干申請者が増えてるかなと、そういう状況でございます。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。はい、小松委員。

○9番（小松栄治） 今の関連で、21億、23年度より6千万円多くなるという見込みで、歯止めはかからないと思うけども、大変恐縮だけど、前のことを言っても始まらないと思うけど、歯止め方法と言ったってなんともならねてますます団塊の世代から増えてくるべがら、ただ心配されるのは年金暮らしの最低の国民年金の受給の人と、それから今のこの問題なんです。トータルすれば医療費も、年金の方が余計頑張って払っているような感じがする。医療費もタダ、固定資産税もタダ、そういうことを考えてみれば市の方ではその辺りのことを考えて、今後これで良いものなのかという見解をひとつ聞かせて下さい。

○委員長（大山利吉） 上野課長、よろしいですか。

○生活支援課長（上野孝成） ただ、今現在、申請拒否ってできないんです。来たものに関しましては、いろいろ調査して生活保護法基準がございます。それより少なければその少ない分をやらざるを得ないといえますか、そういう状況にあります。で、今言った通り医療費、私たちみたいに我慢しないで、他のお医者さんにかかっている方もいますし、医療扶助ということで人工透析やられる方とか、交通便が悪いとタクシー輸送の方もいます。そういう方も月にすれば5～6万円の輸送費がかかる場合もあります。そういうのを極力かからないようにしていくことですが、如何せん全国的に医療扶助費が生活保護費の半分を占めている状況でございまして、診療報酬の負担分を取った方がいいんじゃないかと、後で戻すにしても取った方がいいんじゃないかという話もありますけれども、一つの手かなと、生活保護で自立支援とセットですけれども、当市におかれましては高齢者世帯は50%を超えている状況でございます。言い方が大変申し訳ございませんが、自立支援というのはなかなか、亡くならない限り廃止にならないケースが多いものですから、その点は当市ばかりでなくてどこの市でもだと思いうんですけれども、極端な話、高齢者世帯を生活保護から除いてという…。

○9番（小松栄治） まず、わかった。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論および採決につきましては、職員入れ替え後に一括して行いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、一般会計補正予算および当初予算の討論・採決を除く健康福祉部所管の議案審査はすべて終了いたしました。

職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。再開は午後3時20分に再開いたします。ご苦勞様でした。

午後 3時10分 休 憩

.....

午後 3時20分 再 開

○委員長（大山利吉） それでは休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

議案第48号「平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

○委員長（大山利吉） つぎに、議案第63号「平成24年度大仙市一般会計予算」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

○委員長（大山利吉） つぎに、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りいたします。

お手元に配付しております案件につきまして、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。
大変ご苦勞様でした。

午後 3時26分 散 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 大 山 利 吉